

## 新旧対照表 制度要綱・交付要綱

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">木密地域私道等無電柱化推進事業制度要綱</p> <p style="text-align: right;">4 都市整防第 680 号 令和 4 年 12 月 22 日 改正 4 都市整防第 924 号 令和 5 年 3 月 30 日 改正 5 都市整防第 583 号 令和 6 年 3 月 31 日</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 目的 この要綱は、防災都市づくり推進計画に定められた重点整備地域、整備地域及び防災再開発促進地区の私道等を対象に、無電柱化の先導的な取組を行う特別区（以下「区」という。）又は無電柱化を行う土地所有者若しくは土地所有者と契約を締結し、調査・設計又は工事をを行う会社に対して、東京都（以下「都」という。）が必要な補助を行うことにより、木造住宅密集地域（以下「木密地域」という。）の防災性の向上を図ることを目的とする。</p> <p>第 2 用語の定義 一 木密地域私道等無電柱化推進事業 重点整備地域、整備地域及び防災再開発促進地区の私道等において、震災時の電柱倒壊による避難の妨げ等の被害を防止し、安全な避難を可能とする道路空間を確保するために、第 2 章の規定に基づいて行われる無電柱化推進事業をいう。</p> <p>中略</p> <p>第 5 事業の実施 2 施行者が土地所有者の場合 三 知事は、認定申請書について、適正なものと認めた場合は、その認定を行い、東京都木密地域私道等無電柱化推進事業補助金事業認定通知書（様式第 2 号）（以下「認定通知書」という。）により土地所有者に通知する。</p> <p>中略</p>	<p style="text-align: center;">木密地域私道等無電柱化推進事業制度要綱</p> <p style="text-align: right;">4 都市整防第 680 号 令和 4 年 12 月 22 日 改正 4 都市整防第 924 号 令和 5 年 3 月 30 日</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 目的 この要綱は、防災都市づくり推進計画に定められた重点整備地域の私道等を対象に、無電柱化の先導的な取組を行う特別区（以下「区」という。）又は無電柱化を行う土地所有者若しくは土地所有者と契約を締結し、調査・設計を行う会社に対して、東京都（以下「都」という。）が必要な補助を行うことにより、木造住宅密集地域（以下「木密地域」という。）の防災性の向上を図ることを目的とする。</p> <p>第 2 用語の定義 一 木密地域私道等無電柱化推進事業 重点整備地域の私道等において、震災時の電柱倒壊による避難の妨げ等の被害を防止し、安全な避難を可能とする道路空間を確保するために、第 2 章の規定に基づいて行われる無電柱化推進事業をいう。</p> <p>中略</p> <p>第 5 事業の実施 2 施行者が土地所有者の場合 三 知事は、認定申請書について、適正なものと認めた場合は、その認定を行い、東京都木密地域私道等無電柱化推進事業補助金事業認定通知書（様式第 2 号）（以下「認定通知書」という。）により地権者に通知する。</p> <p>中略</p>

九 土地所有者は、前号に基づき補助金の申請を行った後、第6号の規定に基づき依頼した契約について、調査設計会社と契約を締結する。

十 土地所有者は、無電柱化の工事に関する業務について依頼する会社（以下「工事会社」という。）に対し、認定通知書の写しを添付し、電気・通信設備地中化の工事に係る見積依頼書（様式第20号）により見積依頼を行い、工事会社から見積りを受領する。

十一 土地所有者は、前号の見積りの結果を踏まえて工事会社を決定し、工事会社に対して電気・通信設備地中化の工事に係る契約締結依頼書（様式第21号）（以下「契約締結依頼書」という。）により契約締結依頼を行う。

十二 土地所有者は、前号の契約締結依頼書に委任状（様式第19号）を添付することで、木密地域私道等無電柱化推進事業の補助金交付申請に関する書類の提出及び受領に関すること一式について、工事会社に委任することができる。

十三 土地所有者又は前号により委任を受けた工事会社は、交付要綱の規定に基づき、知事に対して補助金の申請を行う。

十四 土地所有者は、前号に基づき補助金の申請を行った後、第11号の規定に基づき依頼した契約について、工事会社と契約を締結する。

中略

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年12月23日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の要綱に基づき行われている事業については、この要綱で定める事業とみなす。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の要綱に基づき行われている事業については、この要綱で定める事業とみなす。

九 土地所有者は、前号に基づき補助金の申請を行った後、第6号の規定に基づき依頼した契約について、調査設計会社と契約を締結する。

中略

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年12月23日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の要綱に基づき行われている事業については、この要綱で定める事業とみなす。

木密地域私道等無電柱化推進事業補助金交付要綱

4 都市整防第 680 号  
令和 4 年 12 月 22 日  
改正 4 都市整防第 924 号  
令和 5 年 3 月 30 日  
改正 5 都市整防第 583 号  
令和 6 年 3 月 31 日

中略

第 1 目的

この要綱は、制度要綱第 2 第 1 号に定める木密地域私道等無電柱化推進事業を実施する特別区（以下「区」という。）又は土地所有者若しくは土地所有者と契約を締結し、調査・設計又は工事を行う会社に対して、東京都知事（以下「知事」という。）が事業に要する経費を補助するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

中略

第 6 補助金の交付申請等及び交付決定

1 この要綱に基づく補助を受けようとする申請者は、知事が指定する日までに東京都木密地域私道等無電柱化推進事業補助金交付申請書（様式第 3 号。以下「交付申請書」という。）に、別記様式 1-1 から 1-2 までのうち該当する様式又は認定通知書の写し等を添付し、知事に申請するものとする。

中略

第 17 その他

1 この要綱の定めに基づき申請者が提出する書類において、図面や写真等の著作物の利用や記載等をする場合、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条に定める複製権、同法第 22 条の 2 に定める上映権、同法第 23 条第 1 項に定める公衆送信権、同法第 23 条第 2 項に定める公の伝達権等の権利について、申請者は著作物の著作権者から同法第 63 条に定める都が利用することに関しての許諾を事前に得なければならない。

附 則

（施行期日）

木密地域私道等無電柱化推進事業補助金交付要綱

4 都市整防第 680 号  
令和 4 年 12 月 22 日  
改正 4 都市整防第 924 号  
令和 5 年 3 月 30 日

中略

第 1 目的

この要綱は、制度要綱第 2 第 1 号に定める木密地域私道等無電柱化推進事業を実施する特別区（以下「区」という。）又は土地所有者若しくは土地所有者と契約を締結し、調査・設計を行う会社に対して、東京都知事（以下「知事」という。）が事業に要する経費を補助するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

中略

第 6 補助金の交付申請等及び交付決定

1 この要綱に基づく補助を受けようとする申請者は、知事が指定する日までに東京都木密地域私道等無電柱化推進事業補助金交付申請書（様式第 3 号。以下「交付申請書」という。）に、別記様式 1-1 から 1-2 までのうち該当する様式又は認定申請書の写し等を添付し、知事に申請するものとする。

中略

第 17 その他

1 この要綱の定めに基づき申請者が提出する書類において、図面や写真等の著作物を利用や記載等をする場合、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条に定める複製権、同法第 22 条の 2 に定める上映権、同法第 23 条第 1 項に定める公衆送信権、同法第 23 条第 2 項に定める公の伝達権等の権利について、申請者は著作物の著作権者から同法第 63 条に定める都が利用することに関しての許諾を事前に得なければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年12月23日から施行する。  
 (要綱の効力)
- 2 事業の認定及び協議を受けた路線に係る補助金の交付に関しては、認定及び協議を受けた時点の交付要綱に基づき、その事業終了までの間、効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱に基づき行われている事業については、この要綱で定める事業とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱に基づき行われている事業については、この要綱で定める事業とみなす。

(別表1)

1) 施行者が区の場合

ア 補助対象及び補助対象事業費

補助対象	内 容	補助対象事業費
① 調査費	私道等における無電柱化の現況調査等に要する費用	①から⑦までの費用の和
② 測量費	私道等における無電柱化に必要な測量等に要する費用	
③ 設計費	私道等における無電柱化に必要な設計に要する費用	
④ 工事費	私道等における無電柱化の整備に要する費用	
⑤ 用地費	私道等における無電柱化の整備に必要な施設を設置するために必要な用地の取得に要する費用	
⑥ 補償費	私道等における無電柱化の整備によって生じる支障物移設に要する費用	
⑦ 計画費	私道等における無電柱化の計画を作成する際に要する費用	

イ 補助率 (負担割合)

補助金額は、補助対象事業費に次の補助率を乗じた額とする。

- 1 この要綱は、令和4年12月23日から施行する。  
 (要綱の効力)
- 2 事業の認定及び協議を受けた路線に係る補助金の交付に関しては、認定及び協議を受けた時点の交付要綱に基づき、その事業終了までの間、効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱に基づき行われている事業については、この要綱で定める事業をみなす。

(別表1)

1) 施行者が区の場合

ア 補助対象及び補助対象事業費

補助対象	内 容	補助対象事業費
① 調査費	私道等における無電柱化の現況調査等に要する費用	①から⑦までの費用の和
② 測量費	私道等における無電柱化に必要な測量等に要する費用	
③ 設計費	私道等における無電柱化に必要な設計に要する費用	
④ 工事費	私道等における無電柱化の整備に要する費用	
⑤ 用地費	私道等における無電柱化の整備に必要な施設を設置するために必要な用地の取得に要する費用	
⑥ 補償費	私道等における無電柱化の整備によって生じる支障物移設に要する費用	
⑦ 計画費	私道等における無電柱化の計画を作成する際に要する費用	

イ 補助率 (負担割合)

補助金額は、補助対象事業費に次の補助率を乗じた額とする。

なお、国費補助及びその他都費補助がある場合は、それらの補助金額を除く全てを補助

都
10/10

2) 施行者が土地所有者の場合

ア 補助対象及び補助対象事業費

補助対象	内 容	補助対象事業費
① 調査費	私道等における無電柱化の現況調査等に要する費用	①から⑥までの費用の和
② 測量費	私道等における無電柱化に必要な測量等に要する費用	
③ 設計費	私道等における無電柱化に必要な設計に要する費用	
④ 工事費	私道等における無電柱化の整備に要する費用	
⑤ 用地費	私道等における無電柱化の整備に必要な施設を設置するために必要な用地の取得に要する費用	
⑥ 補償費	私道等における無電柱化の整備によって生じる支障物移設に要する費用	

イ 補助率（負担割合）

補助金額は、補助対象事業費に次の補助率を乗じた額とする。

なお、国費補助及びその他都費補助がある場合、それらの補助金額を除く全てを補助

都
10/10

なお、国費補助及びその他都費補助がある場合は、それらの補助金額を除く全てを補助

都
10/10

2) 施行者が土地所有者の場合

ア 補助対象及び補助対象事業費

補助対象	内 容	補助対象事業費
① 調査費	私道等における無電柱化の現況調査等に要する費用	①から③までの費用の和
② 測量費	私道等における無電柱化に必要な測量等に要する費用	
③ 設計費	私道等における無電柱化に必要な設計に要する費用	

イ 補助率（負担割合）

補助金額は、補助対象事業費に次の補助率を乗じた額とする。

なお、国費補助及びその他都費補助がある場合、それらの補助金額を除く全てを補助

都
10/10